

高砂市文化振興条例案(骨子)

について

ご意見を募集しています

高砂市では、文化の振興及び文化の持つ力によるまちづくりを進めるための基本理念を定めるとともに、市の役割やその他基本的な考え方を明らかにすることにより、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活と活力あるまちの発展及び創造に寄与することを目的として、「高砂市文化振興条例」の制定を検討しています。

つきましては、条例案の骨子について、市民の皆様のご意見を募集いたします。提出いただいたご意見を参考として、「高砂市文化振興条例」を平成23年3月議会に提案する予定です。

- 1 募集期間 平成23年1月14日(金)～2月14日(月)
- 2 募集対象 ①市内在住、在勤、在学者
②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
③市税の納税義務を有する人
④その他高砂市文化振興条例に利害関係を有する個人、団体
- 3 資料閲覧場所 経営企画室窓口(高砂市役所本庁舎2階)
情報公開窓口(高砂市役所本庁舎1階)
市民サービスコーナー、市民コーナー(市内各地区)
高砂市ホームページ(<http://www.city.takasago.hyogo.jp>)
- 4 提出方法 様式は自由ですので、
①条例案骨子に対するご意見
②住所(在勤、在学者は所在地)
③氏名(団体の場合はその名称)
をご記入のうえ、下記まで郵送・ファックス・電子メール
又は経営企画室までご持参によりご提出ください。

ご意見への個別の回答はいたしません。同じ趣旨のご意見をまとめて公表する予定です。(公表する際には、氏名、住所については公表いたしません。)

お問合せ・ご提出先

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1 高砂市役所 企画総務部 経営企画室
電話 079-443-9007 FAX 079-442-2229
電子メール tact2110@city.takasago.hyogo.jp

様式（ご意見は本様式でなくてもかまいません。）

高砂市文化振興条例案(骨子)に対するご意見

住所（在勤・在学者は所在地）

氏名（団体の場合はその名称）

| 項目 | ご意見 |
|----|-----|
| | |

募集期間 平成23年2月14日(月)まで

お問合せ・ご提出先

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1 高砂市役所 企画総務部 経営企画室

電話 079-443-9007 FAX 079-442-2229

電子メール tact2110@city.takasago.hyogo.jp